

令和 7 年 4 月 1 6 日

令和 7 年千葉市教育委員会会議第 4 回定例会

[参考資料]

報告第 1 号・第 2 号関係 . . . . . 1



報告第1号・第2号関係 参考資料  
 千葉市教育委員会の委員会規則等についての公告規則の一部改正について（報告第1号）  
 千葉市教育委員会公文書取扱規程の一部改正について（報告第2号）

教育総務部総務課

### 1 改正の趣旨

本市における条例等の公布について定めた「千葉市公告式条例（以下、「市公告式条例という。」）」が一部改正されたことに伴い所要の改正を行うため、「千葉市教育委員会の委員会規則等についての公告規則（以下、「教育委員会公告規則という。」）」及び「千葉市教育委員会公文書取扱規程」の一部改正を行うもの。

なお、本規程が準用している「千葉市公文書取扱規程」の一部改正・公布が令和7年3月28日付けで行われ、施行日が同年4月1日であったことから、本規程等の改正を千葉市教育委員会組織規則第9条の規定により教育長をして臨時代理により行ったもの。

### 2 改正の概要

市公告式条例の改正により、これまで条例・規則の公布、規程等の公表、告示・公告について市役所及び各区役所の掲示場に掲示して行っていたものを、令和7年4月1日からは原則、千葉市公報への登載により行うこととされたことから、教育委員会における規則の公布等についても同様の取扱いとする。

なお、改正後の教育委員会公告規則は、市公告式条例を準用する規定ぶりとなっています。

【参考・市長部局・教育委員会改正概要一覧】

市公告式条例改正前	市公告式条例改正後	教育委員会公告規則改正前	教育委員会公告規則改正後
条例の公布は、 <b>市役所及び各区役所の掲示場に掲示</b> してこれを行う。	条例の公布は、 <b>千葉市公報をもって</b> 行う。ただし、急施を要するとき、又は災害その他特別の事由により千葉市公報に登載することができないときは、市役所及び各区役所の掲示場に掲示してこれを行うことができる。	千葉市教育委員会の <b>委員会規則についての公告式は、市役所及び各区役所の掲示場に掲示する</b> ものとする。	千葉市教育委員会の公告式は、 <b>千葉市公告式条例の例による。</b>

### 3 施行期日

令和7年4月1日

報告第1号・第2号関係 参考資料

○新旧対照表（千葉市教育委員会の委員会規則等についての公告規則）

（千葉市教育委員会の委員会規則等についての公告規則の一部改正）

千葉市教育委員会の委員会規則等についての公告規則（昭和23年千葉市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（公示令達文書の処理） 第1条</p> <p style="text-align: center;">千葉市教育委員会の <u>委員会規則についての公告式は、市役所及び 各区役所の掲示場に掲示するものとする。</u></p>	<p>（公示令達文書の処理） 第1条 <u>地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第15条第2項の規定に基づく</u>千葉市教育委員会 の公告式は、<u>千葉市公告式条例 (昭和25年千葉市条例第29号)の例によ る。</u></p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- この規則は、令和7年4月1日から施行する。

○新旧対照表（千葉市教育委員会公文書取扱規程）

（千葉市教育委員会公文書取扱規程の一部改正）

千葉市教育委員会公文書取扱規程（令和6年千葉市教育委員会訓令（甲）第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（公示令達文書の処理） 第11条 [略] (1) [略] (2) <u>規則は、</u> 文書主管課において千葉市教育委員会の委員会規則等についての公告規則(昭和23年千葉市教育委員会規則第2号)に定める<u>公布の手續</u>をすること。 (3) <u>告示及び公告については、</u> 所管課において掲示すべき文書を必要部数作成し、文書主管課に送付すること。 (4) 文書主管課は、<u>前2号</u>に規定する文書を総務局総務部総務課に送付し、市役所及び各区役所の掲示場への掲示を依頼すること。</p>	<p>（公示令達文書の処理） 第11条 [略] (1) [略] (2) <u>公示令達文書は、</u> 文書主管課において千葉市教育委員会の委員会規則等についての公告規則（昭和23年千葉市教育委員会規則第2号）<u>の定めに基づき、原稿を総務局総務部総務課に送付し、公布又は公表の手續を依頼すること。</u> (3) <u>公示令達文書を掲示場に掲示するとき</u>は、<u>所管課において掲示すべき文書を必要部数作成し、文書主管課に送付すること。</u> (4) 文書主管課は、<u>前号</u>に規定する文書を総務局総務部総務課に送付し、市役所及び各区役所の掲示場への掲示を依頼すること。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- この規則は、令和7年4月1日から施行する。

報告第1号・第2号関係 参考資料  
 <参考・各関係規程の一部改正（抜粋）>  
 (1) 千葉市公告式条例

改正前	改正後
<p>(条例の公布)                      第2条 [略]                      2 条例の公布は、<u>市役所及び各区役所の掲示場に掲示してこれを行う。</u></p> <p><b>第3条 [削除・略]</b>                      ( 規程の公表)                      第4条 [略]                      2 <u>第2条第2項</u>の規定は、前項の規程にこれを 準用する。                      ( その他の規則及び規程の公表への準用)  <b>第5条 第2条</b>の規定は、市の機関の定める規則で公表を要するものにこれを 準用する。この場合において、同条第1項中「市長」とあるのは「当該機関 又は当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。</p> <p><u>2 前条の規定は、市の機関の定める規程で公表を要するものにこれを準用する。</u>                      この場合において、同条第1項中「市長名」とあるのは「当該機関名又は当該機関を代表する者の氏名」と、「市長印」とあるのは「当該機関の印又は当該機関を代表する者の印」と読み替えるものとする。</p> <p>[新設]</p>	<p>(条例の公布)                      第2条 [略]                      2 条例の公布は、<u>千葉市公報をもって</u> 行う。<u>ただし、急施を要するとき、又は災害その他特別の事由により千葉市公報に登載することができないときは、市役所及び各区役所の掲示場に掲示してこれを行うことができる。</u></p> <p><b>第3条 [削除]</b>                      (規則の公布又は規程の公表)                      第3条 [略]</p> <p>2 前条第2項 の規定は、前項の規定による規則の公布又は規程の公表について準用する。                      ( その他の規則及び規程の公表への準用)                      第4条 <u>前条</u> の規定は、市の機関の定める規則<u>又は規程</u>で公表を要するもの<u>の公表について</u>準用する。この場合において、同条第1項中「市長名」とあるのは「当該<b>機関名</b>又は当該機関を代表する者の氏名」と読み替えるものとする。</p> <p>[削る]</p> <p><b>(告示及び公告への準用)</b>  <b>第5条 第2条第2項</b>の規定は、告示及び公告について準用する。この場合において、同項ただし書中「<u>又は災害その他特別の事由により千葉市公報に登載することができないとき</u>」とあるのは「<u>災害その他特別の事由により千葉市公報に登載することができないときその他市長が必要と認めるとき</u>」と読み替えるものとする。</p>

(2) 千葉市公文書取扱規程

改正前	改正後
<p>(公示令達文書の処理)                      第28条 公示令達文書は、次の各号により処理しなければならない。                      (1)・(2) [略]                      (3) <u>条例及び規則</u>は、<u>文書主管課</u> において、千葉市公告式条例 (昭和25年千葉市条例第29号) に定める公布又は公表の手続をすること。                      (4) <u>告示及び公告</u>については、所管課において、掲示すべき公文書を必要部数作成し、文書主管課等に送付すること。                      (5) <u>告示及び公告</u> は、文書主管課等において、これを掲示場に掲示すること。  <b>(6) 公示令達文書については、文書主管課長は、千葉市公報に登載すること。</b></p>	<p>(公示令達文書の処理)                      第28条 公示令達文書は、次の各号により処理しなければならない。                      (1)・(2) [略]                      (3) <u>公示令達文書</u>は、<u>文書主管課等</u>において、千葉市公告式条例 (昭和25年千葉市条例第29号) に定める公布又は公表の手続をすること。                      (4) <u>公示令達文書を掲示場に掲示するときは</u>、所管課において、掲示すべき公文書を必要部数作成し、文書主管課等に送付すること。                      (5) <u>前号の規定により送付のあった公文書</u>は、文書主管課等において、これを掲示場に掲示すること。                      [削る]</p>